

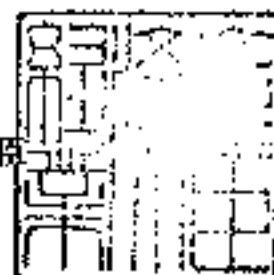
経済産業省

平成14・05・15原第8号

平成14年7月18日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設備変更（1号及び2号
原子炉施設の変更）について（諮問）

北陸電力株式会社取締役社長 新木 富士雄 から平成14年5月15日付け原第14号（平成14年7月2日付け原第30号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、1号及び2号炉の不燃性雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理を採用するものである。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、1号及び2号炉の不燃性雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理を採用するものである。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更については、原子炉施設の工事を伴わず、工事資金を要しないものである。